



安全で安心な暮らしのために

空き家の適切な管理を

居住がなく利用予定のない空き家が増加しています。そのよ
うな物件を放置しておくなど倒壊するなど大変危険です。所有者
は空き家の定期点検などを行うようにしましょう。

問い合わせはまちづくり・交通課（☎754・6262）

空き家の管理は所有者で

空家等対策の推進に関する特別
措置法第3条には、「周辺の生活環
境に悪影響を及ぼさないよう、空
家等の適切な管理に努めるもの
とする」とされており、空き家の管
理は所有者の責務とされています。

空き家が及ぼす影響

空き家を放置しているとまちの
防犯性・防災性の低下や景観、衛
生上の問題につながります。

また放置していた空き家の倒壊
や屋根瓦、ブロック塀などの落下
で、他人に危害を与えてしまった
場合、所有者は被害者に対して損
害賠償の責任を負わなければなり
ません。そうならないように空き
家を所有している方は、定期的
に点検を行うようにし、また自身
での管理が難しい場合は業者に依
頼するなど適切な管理を行うよう
にお願いします。

三者で連携して

「空き家の適正管理の促進に関する協定」を締結

このほど本市は、シルバー人材センターと府不
動産コンサルティング協会と
の三者間で「空き家の適正管
理の促進に関する協定」を締
結しました。今後、三者で連
携・協力しながら空き家対策
に取り組んでいきます。



空き家セミナー

空き家で困っている人のためのセミナーを開催
しますので、ぜひ参加ください。

とき＝8月13日(土)午後1時 ところ＝市役所7
階大会議室 内容＝不動産コンサルティング協
会、弁護士会、司法書士会による空き家に関する講
演や相談会 問い合わせ＝まちづくり・交通課（☎
754・6262）

※相談会は事前予約が必要です。

見守りサポート業務

空き家の適切な管理をサポートするために、空き
家の外観や庭木の状況確認を行う「見守りサポー
ト業務」を9月からスタートします。

内容＝建物の外観・破損状況、郵便物・不法投棄
などの確認 費用＝1回2,500円 問い合わせ＝
シルバー人材センター（☎754・1980）

